

介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

フレアスヘルパーステーション四日市あさけ 運営規程

(趣旨)

第1条 株式会社フレアスが設置するフレアスヘルパーステーション四日市あさけ（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（以下「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問介護相当サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護相当サービスの提供を確保することを目的とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 指定訪問介護相当サービスは、利用者の要支援状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、訪問介護相当サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 フレアスヘルパーステーション四日市あさけ
- 二 所在地 三重県四日市市下さざらい町 11-8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤 但しサービス提供責任者を兼務する場合がある)
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 サービス提供責任者 1名以上 (常勤 但し管理者を兼務する場合がある)
サービス提供責任者は、訪問介護相当サービスの利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等、訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上
訪問介護員等は、訪問介護相当サービス計画に基づき、訪問介護相当サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 8時半～17時半
- 三 サービスの提供は、電話等により、24時間対応が可能な体制とする。

(訪問介護相当サービスの内容)

第6条 訪問介護相当サービスの内容は、次のとおりとし、介護予防サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院・介助等
- 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等

(訪問介護相当サービスの利用料その他の費用の額)

第7条 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、保険者の定める額とし、当該指定訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、四日市市の区域とする。

(地域との連携等)

第9条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項の措置を講じた場合には、速やかに管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第11条 訪問介護相当サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第12条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成し、必要に応じ、訓練を行う。
- 2 前項で作成した計画について、定期的に従業者に周知する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 2 虐待防止のための指針の整備
 - 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(相談・苦情対応)

- 第14条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、訪問介護相当サービスに関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。
- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。
- 1 採用時研修 採用後1か月以内
 - 2 繼続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。
- 4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社フレアスとフレアスヘルパーステーション四日市あさけの管理者との協議に基づいて定める。

附 則

本規程は、令和7年1月1日から施行する。

令和7年4月1日 改定